

国立研究開発法人森林研究・整備機構の研究分野における
研究活動の不正行為への対応に関する規程

平成19年3月30日

18森林総研第1636号

最終改正：平成31年2月28日（30森林機構第112505号）

（目的）

- 第1条 本規程は、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所、森林総合研究所林木育種センター、森林総合研究所森林バイオ研究センター（以下、「森林総合研究所等」という。）の研究活動において、不正行為が発生した場合に適切に対応するため、森林総合研究所等が取るべき措置を定める。
- 2 この規程に含まれない事項については、所が別に定めるもののほか、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン（平成27年1月21日付け27林政政第424号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」に準拠する。

（定義）

- 第2条 この規程において「特定不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等に係る行為のうち、次の各号に該当するものをいう。
- 一 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - 二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - 三 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- また、二重投稿、不適切なオーサiership等に関する行為についても本項に準じて扱う。
- 2 この規程において「研究資金」とは、森林総合研究所等に交付される運営費交付金、国若しくは国以外の機関等を介して委託又は補助される研究に係る資金及び内閣府が定める競争的資金制度に該当する資金をいう。
- 3 この規程において「研究者」とは、研究資金を活用した研究活動を行っている者をいう。
- 4 この規程において「役職員等」とは、研究に関わる役員、常勤職員、非常勤特別研究員、日本学術振興会特別研究員をいう。
- 5 この規程において「研究機関」とは、研究者が所属する機関又は研究資金を受けている機関であり、研究活動を行っている国及び地方公共団体の施設等機関、独立行政法人、大学、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、特

殊民法法人、企業等がこれに含まれる。

- 6 この規程において「配分機関」とは、第2項に規定する研究資金を配分する機関をいう。
- 7 この規程において、「作成者」とは、「国立研究開発法人森林研究・整備機構の研究開発分野における研究成果等管理規則」（14森林総研第233号）（以下、「管理規則」という。）第4条第2項に定める管理対象研究成果を最初に取得・作成した単独あるいは複数の役職員をいう。

（最高管理責任者）

- 第3条 森林総合研究所等は、森林総合研究所等全体を統括し、特定不正行為への対応について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。
- 2 前項に規定する最高管理責任者は、理事長とする。

（統括管理責任者）

- 第4条 最高管理責任者を補佐し、特定不正行為に対する対応を統括して管理する責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を森林総合研究所等に置く。
- 2 前項に規定する統括管理責任者は、理事（研究担当）とする。
 - 3 統括管理責任者は、森林総合研究所等のコンプライアンス推進規程で定める基本的事項に基づき森林総合研究所等全体の具体的な対策を策定及び実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者へ報告しなければならない。

（研究所等責任者）

- 第5条 最高管理責任者は、森林総合研究所等における特定不正行為への対応について実質的な責任を負う者（以下「研究所等責任者」という。）を置く。
- 2 前項に規定する研究所等責任者は、森林総合研究所（国立研究開発法人森林研究・整備機構組織及び事務分掌規程第2章第2節に規程する組織。以下「研究所」という。）においては企画部長、支所においては支所長又は園長、森林総合研究所林木育種センター（国立研究開発法人森林研究・整備機構組織及び事務分掌規程第3章第2節に規程する組織。以下「育種センター」という。）においては育種部長、育種場においては場長、森林バイオ研究センターにおいてはセンター長とする。
 - 3 研究所等責任者は、研究所等における特定不正行為への対応を実質的に執り行う。

（推進管理責任者）

- 第6条 最高管理責任者は、特定不正行為の防止について、実質的な責任と権限を持つ者（以下「推進管理責任者」という。）を森林総合研究所等に置く。
- 2 前項に規定する推進管理責任者は、総括審議役とする。

（役職員等が遵守すべき事項及び検証用管理対象研究成果の保存・開示）

- 第7条 役職員等は、森林総合研究所等に働く者としてその責任を自覚し、特定不正行為は森林総合研究所等の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない

らない。

- 2 作成者は、研究活動によって得られた成果の検証可能性を確保するため、第2条第7項に定める管理対象研究成果のうち、次の各号に該当するものを研究の過程を客観的に検証可能な資料（以下、「検証用研究成果」という）として一定期間保存し、必要な場合に統括管理責任者の指示により開示する。
 - 一 実験ノート及びフィールドノート等、主に手書きによる記録資料、あるいはそれらを電子化したもの
 - 二 観測装置によって記録された数値・画像等及びその電子データ
 - 三 プログラム等の電子ファイル
 - 四 実験や試験で破壊的に用いられた試料並びに実験自体で消費される試料等の写真
 - 五 実験や試験で非破壊的に用いられた半永久的に保管可能な試料等
 - 六 調査等で採取した標本
 - 七 開発した装置あるいはその試作品
- 3 検証用研究成果の作成者が複数の役職員である場合、そのうちの1名が作成代表者（以下「代表者」という。）となる。
- 4 第2項第1号から第4号に該当する検証用研究成果に基づく著作物が発表された場合、作成者は当該成果を発表の時点から10年間保存する。また、同項第5号から第7号に該当する検証用研究成果に基づく著作物が発表された場合、作成者は当該成果を発表の時点から5年間保存する。ただし、不安定物質等保存・保管が本質的に困難なもの、広い保管スペースを必要とし保存に多大なコストがかかるもの等は統括管理責任者の指示により例外とすることができる。
- 5 第2項第1号から第7号に該当する検証用研究成果の保存場所については、総合研究所等に所属する著者が統括管理責任者に報告する。
- 6 退職する単独の作成者が保存していた検証用研究成果については、統括管理責任者が組織長1名を指名し保存を継続させる。検証用研究成果の作成者が複数の役職員で構成されかつその代表者が退職した場合、作成者を構成する他の役職員が代表者となり保存を継続する。ただし、管理規則第8条により外部機関に移転される場合、保存の継続は行わない。
- 7 検証用研究成果を利用・閲覧する権限は、統括管理責任者から開示の指示がない限り、保存期間中は作成者、または作成者が認めた者のみが有する。統括管理責任者の指名により保存を継続する組織長は、この権限を有さない。
- 8 統括管理責任者は、必要な場合に作成者あるいは保存を継続する組織長に検証用研究成果の確認を指示し、管理状況を報告させ、または開示させることができる。
- 9 統括管理責任者は、保存期間を終えた検証用研究成果のうち普遍的な科学的価値が認められるものについては、保存を継続するとともに原則として公開する。保存期間内であっても作成者または保存を継続する組織長は公開することができる。ただし、個人情報や絶滅が危惧される生物の分布情報等を含むものについては例外とすることができる。

(規程の明確化)

第8条 推進管理責任者は、特定不正行為の防止に向けた手続きや関係規程等を公表するとともに、配分機関が定める事項等を体系的に整理し、役職員等に周知する。

(役職員等の意識向上)

第9条 推進管理責任者は、森林総合研究所等に所属する全ての研究者及び研究活動に関わる全ての役職員等（研究支援人材を含む）に対し、他の機関で受講させることも含めて、定期的に研究倫理教育を実施しなければならない。

- 2 推進管理責任者は、研究倫理教育の実施に際しては、役職員等の受講状況及び理解度を把握するものとする。
- 3 森林総合研究所等に所属する全ての研究者及び研究活動に関わる全ての役職員等（研究支援人材を含む）は、他の機関での受講も含めて、定期的に研究倫理教育を受講しなければならない。
- 4 役職員等は、次に掲げる事項を記載した誓約書を提出しなければならない。
 - 一 森林総合研究所等の規則等を遵守すること
 - 二 研究不正を行わないこと
 - 三 規則等に違反して研究不正を行った場合は、森林総合研究所等及び配分機関による処分を受けること並びに法的な責任を負担すること
 - 四 その他、理事長が別に指示する服務規律等に関する事項を遵守すること
- 5 役職員等は、第3項又は第4項の規定に違反した場合は、研究資金の運営・管理に関わることができないものとする。

(告発等の受付窓口)

第10条 森林総合研究所等における特定不正行為に関する告発等の受付窓口として研究不正告発窓口（以下「告発窓口」という。）を設置する。告発窓口は、研究所においてはコンプライアンス推進室長、支所においては地域連携推進室長、科学園においては業務課長、育種センター及び森林バイオ研究センターにおいては総務部管理課長、育種場においては連絡調整課長とする。

- 2 告発窓口が不正に関与しているおそれのある場合は、役員を告発窓口とする等、告発の受付を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないよう取り計らう。
- 3 最高管理責任者は、告発窓口の名称、場所、連絡先、受付の方法などを森林総合研究所等内外に周知する。

(特定不正行為に関する告発)

第11条 特定不正行為を発見した者又は特定不正行為があると思料するに至った者及び機関（以下「告発者」という。）は、書面、電話、FAX、電子メール、面談等により、告発窓口へ告発を行うことができる。

- 2 前項の告発は、原則として顕名により行うものとし、次の各号に掲げる事項を明らかにする。
 - 一 特定不正行為を行ったとする研究者・グループ

二 特定不正行為の態様、時期等、事案の内容

三 不正とする科学的合理的理由

- 3 告発窓口は、前2項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 4 告発の内容について、他の研究機関等が調査を行うことが適当と判断されるときは、該当する研究機関等に当該告発を回付する。また、当該告発が、他の研究機関の調査にも波及することが想定される場合は、森林総合研究所等は該当する研究機関に当該告発について通知する。
- 5 前項により告発を回付された場合は、告発窓口には告発があったものとして告発を取り扱う。
- 6 森林総合研究所等は告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に受け付けたことを通知する。但し、面談による告発等であって、告発窓口が受け付けたことが明らかな場合はこの限りではない。
- 7 農林水産技術会議等の配分機関又は報道や学会等の研究者コミュニティにより特定不正行為の疑いが指摘された場合は、第3項の告発があった場合に準じて取り扱う。
- 8 インターネット上に特定不正行為の疑いが研究者・グループ名、特定不正行為の様態等、事案の内容、科学的合理的理由等とともに指摘され、それを森林総合研究所等が確認した場合は、第3項の告発があった場合に準じて取り扱う。
- 9 告発の意思を明示しない相談を受けた場合、告発窓口はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するとともに、最高管理責任者の判断で当該事案の調査を開始することができる。
- 10 特定不正行為に関する未然の告発もしくは相談を受けた場合は、当該告発もしくは相談により特定不正行為を行っていると思われる者（以下「被告発者」という。）に警告を行うものとする。ただし、被告発者が森林総合研究所等に所属していない場合は、被告発者が所属する研究機関に当該事案を回付するものとする。被告発者が所属する研究機関でない機関が警告を行った場合は、当該機関は被告発者の所属する研究機関に警告の内容等について通知する。
- 11 告発窓口は、告発、相談の如何に関わらず、受け付けた内容を直ちに最高管理責任者に報告するとともに、その後も継続的に経過報告を行わねばならない。

（調査を行う機関）

第12条 調査を行う機関は以下の原則に従う。

- 一 森林総合研究所等の研究者に係る特定不正行為の告発があった場合、原則として、森林総合研究所等が告発された事案の調査を行う。
- 二 被告発者が森林総合研究所等の研究者であり、なおかつ森林総合研究所等以外の研究機関にも所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同

で調査を行うものとする。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。

三 被告発者が森林総合研究所等の研究者であり、森林総合研究所等以外の研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合、森林総合研究所等と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、告発された事案の調査を行う。

四 被告発者が森林総合研究所等以外の研究機関に所属し、森林総合研究所等で行った研究活動に係る告発があった場合、森林総合研究所等と被告発者が所属する研究機関とが合同で、告発された事案の調査を行う。

五 被告発者が、告発された事案に係る研究活動を森林総合研究所等で行った後に離職している場合、森林総合研究所等と現に所属する研究機関が合同で、告発された事案の調査を行う。被告発者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた森林総合研究所等が、告発された事案の調査を行う。

六 被告発者が、調査開始のとき及び告発された研究を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、森林総合研究所等による調査の実施が極めて困難であると、告発に係る研究に対する研究費を配分した配分機関が特に認めた場合、調査は当該配分機関の指示に従う。この場合、森林総合研究所等は当該配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。

七 森林総合研究所等は他の研究機関や学協会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができる。このとき、第13条から第18条は委託された機関等又は調査に協力する機関等に準用されるものとする。

- 2 最高管理責任者は、告発の受付や調査・事実確認（以下「調査」という。）を行う者が利害関係を持つ事案に関与しないよう取り計らい、告発の受理又は不受理を決定し、当該告発者にその結果を通知する。
- 3 最高管理責任者は、前項により告発の受理を決定した場合は、研究者等に対し、それらが保有する研究に関するアイデア、研究資料、分析・解析方法、データ、研究結果等の保全を命ずる。
- 4 最高管理責任者は、外部の研究機関等が告発を受けて設置した調査機関から資料等保全の要請があったときは、第3項に準じて取り扱う。
- 5 最高管理責任者は、告発の受理を決定した場合、特定不正行為の有無の認定のための予備調査委員会の設置を統括管理責任者に命じる。
- 6 委託又は再委託先の研究機関が関係している場合、調査委員会は委託又は再委託先の研究機関と共同で組織することができる。

（予備調査）

第13条 前条第5項により予備調査委員会設置を命ぜられた場合、統括管理責任者は速やかに予備調査委員会を組織し、予備調査を指示する。

- 2 予備調査委員会は、原則として研究所等責任者を委員長とし、そこに数名の役職員等からなる委員を加えて構成する。ただし、統括管理責任者が必要と認めるときは、役職員等以外の者を委員長及び委員に委嘱することができる。
- 3 統括管理責任者は、予備調査委員会構成員の氏名を告発者及び被告発者に通知する。
- 4 告発者及び被告発者は、予備調査委員会構成員に不服のある場合は、通知後3日以内に統括管理責任者に不服申立てを行う。
- 5 統括管理責任者は告発者又は被告発者から前項による不服申立てが出された場合は、申立ての理由を精査し、相応の理由が認められる場合は、当該申立てに係る構成員を変更するとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 6 予備調査委員会委員長は、速やかに予備調査委員会を招集し、告発された特定不正行為が行われた可能性、告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は被告発者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を開始する。
- 7 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
- 8 予備調査委員会は、被告発者等の公表前の資料等研究上又は技術上秘密とすべき情報が、予備調査遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう徹底する。
- 9 予備調査委員会は、告発を受けてから原則として28日以内に予備調査を終了し、予備調査の概要、特定不正行為の有無及びその判断根拠等を記載した予備調査結果報告書を統括管理責任者に提出するとともに告発者及び被告発者に通知する。
- 10 告発者及び被告発者は、通知された予備調査結果に不服のある場合、通知から7日以内に、不服申立書を統括管理責任者及び予備調査委員会委員長に提出することができる。
- 11 予備調査委員会は、予備調査終了後も予備調査に係る資料等を保全し、その事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じて開示する。

(予備調査の報告)

第14条 統括管理責任者は、予備調査結果報告書等により本調査をすべきと判断した場合は、速やかに最高管理責任者に報告する。

- 2 統括管理責任者は、予備調査結果報告書等により本調査を行わないことを決定した場合は、その旨を理由と共に予備調査に関係した全ての者及び配分機関に通知し、最高管理責任者に報告する。この場合、調査機関は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査)

第15条 最高管理責任者は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、特定不正行為の内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する（以下「本調査」という。）ための委員会を原則として28日以内に設置し本調査を開始させるとともに、当該事案に係る配分機関、文部科学省及び農林水産省等に本調査委員会の設置を報告する。

- 2 本調査委員会は、告発者及び被告発者と直接の利害関係（例えば、特定不正行為を指摘された研究活動が論文のとおりの成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど）を有さない者で構成し、告発内容に関わる特定不正行為の有無の認定及び特定不正行為が認められたときは、当該特定不正行為に係った者の特定、当該特定不正行為の範囲の把握等を行う。
- 3 本調査委員会委員長（以下「本調査委員長」という。）及び委員は、外部有識者を半数以上含みかつ告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者で構成する。
- 4 本調査委員長は原則として、統括管理責任者とする。ただし、最高管理責任者が必要と認めるときは、役職員等以外の者を委員長に委嘱することができる。
- 5 最高管理責任者は、本調査の実施、本調査委員会構成員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知し、調査への協力を求める。被告発者が調査機関以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。
- 6 告発者及び被告発者は、前項により通知された構成員に不服がある場合は、通知後7日以内に最高管理責任者に不服申立てを行う。
- 7 最高管理責任者は告発者又は被告発者から不服申立てが出された場合、申立ての理由を精査し、相応の理由が認められる場合は、当該申立てに係る構成員の変更を行うとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 8 本調査委員長は、第5項の通知を行った日から7日を経過したときは、速やかに本調査委員会を招集し本調査を開始する。
- 9 本調査委員会は、本調査をおこなうにあたって告発案件にかかる公表前のデータ、論文等研究上又は技術上秘密とすべき情報が、本調査遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう徹底する。
- 10 本調査は、被告発者の自認を唯一の証拠とせず、予備調査結果報告書、保全された実験・観察ノート、生データ等の物的・科学的証拠、調査委員会が自ら収集した資料等の精査及び当該事案に係った者等への事情聴取や再実験の要請など諸証拠の総合的調査により行い、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断する。また、本調査を行うにあたって被告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 11 本調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、本調査委員会の指導・監督の下、それに要する期間及び機会（機器、経費等を

含む。) に関し本調査委員会により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。被告発者は、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続ののっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 12 森林総合研究所等は調査委員会の調査権限について定め、関係者に周知する。この調査権限に基づく調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力しなければならない。
- 13 本調査委員会は必要に応じて外部の機関と情報交換等の連絡協議をすることができる。また、外部の機関から協力を要請された場合は誠実に協力する。
- 14 調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、本調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。
- 15 被告発者は、証拠となる資料等の保全措置に影響しない範囲内であれば、研究活動を行うことができる。

(調査中における一時的措置)

第16条 最高管理責任者は、本調査の終了前であっても、必要に応じ本調査の中間報告を当該調査委員会に求めることができる。また、当該配分機関等の求めに応じ、調査継続中の事案に係る中間報告や資料の提出・閲覧に応じるよう、当該調査委員会に指示する。当該調査委員会は、正当な理由なくこれを拒むことは出来ない。

- 2 最高管理責任者は、本調査を行うことが決まった後、調査機関から調査結果の通知を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。また、被告発者から別に申請している研究資金について、採択の決定、あるいは採択決定後の研究費の交付を保留（一部保留を含む。）することができる。

(特定不正行為の認定)

第17条 本調査委員長は、原則として本調査開始後150日以内に特定不正行為の有無を認定する。

- 2 被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いが覆らないときや、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、特定不正行為と認定される。この時の説明責任の程度及び本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、本調査委員会が判断する。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、災害などの理由により上記の基本的な要素を満たせなくなった場合等正当な理由があると認められる場合や、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬などの不存在が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、又は告発された事案に係る研究を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合はこの限りではない。
- 3 本調査委員長は特定不正行為が認められたときは、その内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の

各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定し、調査の結果と共に最高管理責任者に報告する（別紙1）。一方、特定不正行為が認められなかったときは、その旨を、調査の結果と共に最高管理責任者に報告する。

- 4 森林総合研究所等は、調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知する。被告発者の所属機関が森林総合研究所等以外の場合は、被告発者の所属機関に結果を通知する。
- 5 森林総合研究所等は、調査結果を当該事案に係る配分機関、文部科学省及び農林水産省等に報告する。
- 6 本調査委員会は、調査結果通知後14日間を特定不正行為と認定された被告発者からの不服申立て期間とし、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 7 特定不正行為と認定された被告発者からの不服申立てがなされた場合は、その旨を告発者に通知する。加えて、当該事案に係る配分機関、文部科学省及び農林水産省等に報告する。
- 8 前項の不服申立てがなされた場合、その内容について本調査委員会は不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか、再調査を行うまでもなく不服申立てを却下すべきかを決定する。不服申立ての趣旨が新たな専門的判断を要し、本調査委員だけでは対応できない場合、本調査委員長は、調査委員を交代若しくは追加した上で再審査を行う。ただし、同一理由による不服申立ては一度限りとし、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とする本調査委員会が判断したときや、森林総合研究所等は以後の不服申立てを受け付けないことができる。
- 9 本調査委員会が前項の再調査を開始した場合は、告発者に通知し、当該事案に係る配分機関、文部科学省及び農林水産省等に報告する。被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。再調査により49日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定する。
- 10 不服申立ての却下又は再審査の結果は、本調査委員長が最高管理責任者に報告するほか、森林総合研究所等から再審査を要求した被告発者とその事案の告発者、被告発者の所属機関へも通知する。加えて、その事案に係る配分機関、文部科学省及び農林水産省等にも報告する。
- 11 本調査委員長は特定不正行為がなかったと認定される場合であって、悪意による告発であると判明したときには、その旨を本調査の結果と共に最高管理責任者に報告し、告発者及び被告発者の所属機関に通知する。
- 12 本調査委員会は、前項の通知後14日間を不服申立て期間とし、悪意による告発であると認定された告発者に弁明の機会を設ける。
- 13 悪意に基づく告発と認定された告発者からの不服申立てがなされた場合は、その旨を告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、その事案に係る配分機関、文部科学省及び農林水産省等に報告する。
- 14 前項の不服申立てがなされた場合、その内容について本調査委員会は8項に準じた再審査を行い、先の調査結果を覆すか否かを28日以内に決定する。その際、同一

理由による不服申立ては一度限りとする。再審査の結果は本調査委員長が最高管理責任者に報告するほか、悪意の告発と認定された告発者、告発者の所属機関及び被告発者へも通知する。加えて、当該事案に係る配分機関、文部科学省及び農林水産省等に報告する。

(告発者及び被告発者の取扱い)

第18条 最高管理責任者、統括管理責任者、研究所等責任者、告発窓口、予備調査委員会及び本調査委員会は、告発窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、個室で面談したり、電話や電子メールなどを窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなどすることにより、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

2 森林総合研究所等は、調査事案が漏洩した場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。

3 森林総合研究所等は、悪意に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、告発には不正とする科学的合理的根拠を示すことが必要であること、告発者に協力を求める場合があること、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ることなどを森林総合研究所等内外にあらかじめ周知する。

4 森林総合研究所等は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に告発者に対し、解雇、配置転換、懲戒処分、降格、減給等の不利益な取扱いをしてはならない。

5 森林総合研究所等は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動の部分的又は全面的禁止や、解雇、配置転換、懲戒処分、降格、減給等の不利益な取扱いをしてはならない。

(特定不正行為と認定された者に対する措置)

第19条 最高管理責任者は、本調査委員会において特定不正行為との認定があった場合、特定不正行為を行ったと認定された者(以下「被認定者」という。)に対する措置を検討するため認定委員会を設置し、速やかに被認定者に対する措置の検討を始める。

2 前項の措置に懲戒処分等は含まない。

(認定委員会の役割)

第20条 認定委員会は、最高管理責任者の求めに応じて、被認定者に対してとるべき措置を検討する。

(認定委員会の構成)

第21条 認定委員会は、原則として森林総合研究所等の理事(総務・企画・保険、研究、

育種担当)、監事及び特定不正行為と認定された研究に係る研究分野の外部有識者で構成する。

- 2 認定委員会の委員長は、最高管理責任者とする。
- 3 認定委員会には、予備調査及び本調査委員会委員及び特定不正行為があったと認定された研究に係る関係者は含まない。

(認定委員会における検討)

第22条 認定委員会は、本調査委員会に対するヒアリングなどを行い、本調査結果を精査し、調査内容、調査の方法・手法・手順、本調査委員会の構成等を確認し、被告発者等の不服申立書も検討した上で、本調査委員会の認定の公平性、客観性を認定する。認定委員会は必要に応じて、被告発者等からのヒアリングも行う。

- 2 認定委員会は、特定不正行為の重大性、悪質性、被認定者それぞれの特定不正行為への関与の度合や特定不正行為があったと認定された研究における立場、特定不正行為を防止するための努力の有無など又は悪意による告発の悪質性を考慮した上で、速やかに措置についての認定結果を決定する。

(措置の決定)

第23条 最高管理責任者は、認定委員会の決定に基づき被認定者に対する措置を決定する。なお、被認定者の弁明の聴取及び措置決定後の不服申立ての受付は行わない。

(措置決定の通知)

第24条 最高管理責任者は、前条の規定により決定した措置及び被認定者等について、被認定者及び被認定者が所属する研究機関に通知する。また、当該配分機関、文部科学省、及び農林水産省等に報告する。

(特定不正行為が行われなかったと認定された場合の措置)

第25条 特定不正行為が行われなかったと認定された場合、告発以降にとった研究費支出の停止や採択の保留等の措置を解除する。証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、又は、不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 森林総合研究所等は、特定不正行為が行われなかった旨を調査関係者(当該事案が遺漏している場合は、調査関係者以外にも)に対して周知し、特定不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

(措置の対象者)

第26条 措置の対象者は次の各号に掲げる者とする。

- 一 特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の特定不正行為に関与したと認定された著者(共著者を含む。以下同じ。)
- 二 特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当

該特定不正行為に関与したと認定された者

三 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者

四 悪意による告発をしたと認定された者

(措置の内容の決定)

第27条 最高管理責任者は前条に掲げる者に対して、次条から第31条までに規定する措置を講じる。

- 2 措置の内容は次条の規定を標準とし、特定不正行為の重大性、悪質性、個々の被認定者の特定不正行為への具体的な関与の度合や特定不正行為があったと認定された研究における立場、特定不正行為を防止するための努力の有無等により又は悪意による告発の悪質性等により事案ごとに定める。ただし、認定委員会が特に必要と判断するときは、次条の規定の措置以外の措置をとることができる。
- 3 告発等がなされる前に論文等を取り下げている場合又は、告発等がなされた後、直ちに当該論文等を取り下げた場合に係る被認定者に対する措置は、前条第3号に掲げる者に対してはとらないものとし、同条第1号及び第2号に掲げる者に対しても、情状によって適切な配慮を行う。
- 4 最高管理責任者は、特定不正行為又は悪意による告発に係る懲戒処分を懲戒事項等審査委員会に諮り、内部規程に基づき適切に処置する。

(研究課題の打ち切り等)

第28条 最高管理責任者は、不正が認定された研究課題のうち第26条に掲げるすべての者が行っていた研究を打ち切る。当該研究資金のうち特定不正行為の認定が成された時点において未だ配分されていない研究費及び次年度以降配分が予定されている研究費については、以後配分しない。

- 2 特定不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合にあつては、当該研究計画に係る研究を打ち切るか否かは、措置対象者以外の研究者の取扱いを含めて、事案ごとに認定委員会が判断する。
- 3 第26条第1号及び第2号に掲げる者に対して、不正が認定された研究課題以外の研究課題については以下のとおりとする。
 - 一 第26条第1号及び第2号に掲げる者が研究代表者となっている研究については打ち切りとし、以後研究費を配分しない。
 - 二 同条第1号及び第2号に掲げる者が研究分担者又は研究補助者となっている研究については、本人による研究費使用を認めない。
- 4 特定不正行為に関与した者の今後の研究活動については、その特定不正行為の程度により、適切な措置を講じる。また、特定不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。
- 5 特定不正行為が認定された時点で第26条の第1号から第3号までに該当する被認定者が研究代表者となって申請している課題については、その取下げを命じる。

- 6 特定不正行為が認定された時点で第26条の第1号から第3号までに該当する被認定者が研究分担者又は研究補助者となって申請している課題については、当人を除外しなければ申請を認めない。また、採択後に、当人が除外されていないことが判明した場合は、その採択を取り消すことができる。
- 7 特定不正行為と認定された年度の翌年度以降、農林水産省所管の全ての研究資金への研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての申請を制限する。また、他府省等の研究資金への申請も同様とする。制限期間については、特定不正行為の重大性、悪質性及び特定不正行為への関与の度合に応じ別に定める。

（特定不正行為に係る委託費の返還）

第29条 最高管理責任者は、森林総合研究所等が委託又は再委託した研究機関に所属する者が特定不正行為を認定された場合は、委託又は再委託した研究機関に対し当該研究に配分された研究費（間接経費若しくは管理費を含む。以下、本条において同じ。）及び購入物品の一部又は全部の返還を求める。返還額等については、再委託の場合は配分機関の決定に従うこととし、委託の場合は、特定不正行為の悪質性や研究計画全体に与える影響等を考慮して定める。なお、物品購入契約等の破棄にかかる違約金は当該機関の負担とする。

- 2 当該研究全体が打ち切られたときは、当該研究機関に対し、未使用の研究費の返還並びに契約済みであるが納品されていない場合の契約解除並びに未使用の場合の機器等の物品の返品及びこれに伴う購入費の返還を求める。
- 3 当該研究全体のうち、特定不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部であり、当該研究全体が打ち切られていないときは、当該研究機関に対し、被認定者が行っていた研究に係る未使用の研究費の返還並びに契約済みであるが納品されていない場合の契約解除並びに未使用の場合の機器等の物品の返品及びこれに伴う購入費の返還を求める。
- 4 被認定者が研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など特に悪質な場合は、当該者に係る当該研究に対して配分された研究費の全額の返還を求める。なお、特定不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合、当該研究計画に対して配分された研究費の全額の返還を求めるか否かは、事案ごとに判断するものとする。

（措置内容の公表）

第30条 最高管理責任者は、告発が特定不正行為と認定された場合、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、特定不正行為が行われた対象資金に係る制度の名称及び当該研究費の金額、研究内容と特定不正行為の内容、調査機関が公表時までに行った措置の内容、調査機関が行った調査結果報告書（調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含む）などについて、速やかに公表する。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等における特定不正行為に係る被認定者の氏名・所属は公表しないことができる。なお、告発者名については、告発者の了承がなければ公表しない。

- 2 特定不正行為と認定されなかった場合は原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、特定不正行為が行われなかったこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことも含む）、被告発者の氏名・所属に加え、調査委員の氏名・所属・調査の方法・手順等を含む調査結果を公表する。
- 3 最高管理責任者は、告発が悪意による告発と認定された場合、告発者の氏名・所属、措置の内容、調査機関が行った調査結果報告書などについて、速やかに公表する。

(措置と訴訟)

第31条 措置を行った後、認定委員会による特定不正行為の認定が不適切であった旨の裁判が確定したときは、最高管理責任者は直ちに措置を撤回する。なお、訴訟の提起に関わらず裁判所の判断がなされるまでは、当該措置は継続する。

- 2 措置により研究費等の返還がなされていた場合、最高管理責任者は、その金額を措置対象者に再交付することができる。
- 3 措置により研究の打ち切りがなされていた場合は、最高管理責任者は打ち切りの対象となった研究の状況に応じて再開するか否かを決定する。

附 則

この規程は、平成19年3月30日から適用する。

附 則（平成21.7.14 21森林総研第559号）

この規程は、平成21年7月14日から適用する。

附 則（平成27.3.31 26森林総研第1487号）

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28.2.8 27森林総研第1465号）

この規程は、平成28年2月8日から適用する。

附 則（平成28.3.31 27森林総研第1807号）

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29.3.23 28森林総研第1673号）

この規程は、平成29年3月23日から適用する。

附 則（平成29.3.30 28森林総研第1719号）

この規程は、平成29年3月30日から適用する。

附 則（平成30.2.13 29森林機構第111302号）

この規程は、平成30年3月1日から適用する。

附 則（平成30. 8. 10 30森林機構第050101号）

この規程は、平成30年9月1日から適用する。

附 則（平成31. 2. 28 30森林機構第112505号）

この規程は、平成31年4月1日から適用する。